

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 岩屋ダム管理所操作室空調修繕業務 |
| 2 履 行 場 所 | 岐阜県下呂市金山町卯野原6-27
独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所 岩屋ダム管理所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結の翌日から令和 7 年 6 月 30 日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見 積 参 加 要 件 | 一般競争(指名競争)参加資格業者のうち役務の提供の業種区分「建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理」の認定を受けており、かつ本店、支店又は営業所が岐阜県内に所在していること。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま
す。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略する
ことができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる(※FAX番号は、4)に記載された番号)。なお、FAXに抛りがたい場合は、
持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る)による。 |
| 3) 見 積 書
提出期限 | 令和7年5月28日 (水) 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 〒509-7202 岐阜県恵那市東野字花無山2201-79
独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221 |
| 5) 担 当 者 | 総務課 梶田 |
| 6) 質 問 書
提出期限 | 令和7年5月21日 (水) 12:00 まで
※質問の回答については、翌日17:00までにHPに掲載します。 |
| 7) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度
の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和 7
年5月29日 12:00 までとします。 |
| 8) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、
見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。
また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはで
きません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日
(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知</u> します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額
に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

仕 様 書

第1節 適 用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「岩屋ダム管理所操作室空調修繕業務」に適用する。

第2節 概 要

本業務は、岩屋ダム管理所操作室空調設備の機能を正常に維持し、円滑な運用を図るため、設備の不具合箇所の修繕を行うものである。

第3節 履行場所

岐阜県下呂市金山町卯野原 6-27

独立行政法人水資源機構木曽川上流ダム総合管理所 岩屋ダム管理所

第4節 履行期間

契約締結の翌日から令和7年6月30日までとする。なお、交換部品等の納品完了後、速やかに施行を実施するものとする。

第5節 一般事項

1) 安全管理等

作業に当たっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めることとし、各施設等の運用に支障を来さないよう最善の注意を払うものとする。

2) 提出図書

提出図書内容及び部数は次によるものとする。

(1) 履行写真 1部

(2) その他担当者が指示したもの（打合せ簿等） 必要部数

3) 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の施行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、監督員とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

第6節 業務内容

1) 圧縮機の交換

圧縮機の交換（代替 2436124）及び圧縮機付属品の交換を行うものとする。

2) インバータ基板の交換

インバータ基板の交換を行うものとする。

3) 冷媒ガスの交換

室外機内の既存冷媒ガスの回収及び、冷媒ガス（R410A）5.9kg の補充を行うものとする。

※ 現場で生じた廃棄物等については、受注者負担で処理するものとする。

第7節 その他

仕様書等について疑義がある場合は、担当者と協議のうえ決定するものとする。

以 上

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 犬童 眞二 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年5月16日に交付された「岩屋ダム管理所操作室空調修繕業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。